

新潟市建築基準法施行細則第10条第3項の規定による垂直積雪量

別表第2（第10条関係）

| 区域名 | 垂直積雪量 (単位 cm) |
|---|------------------|
| 1 北区のうち，神谷内，三軒屋町，島見町，白勢町，新富町，新元島町，すみれ野1丁目から3丁目まで，太夫浜，太夫浜新町1丁目から2丁目まで，太郎代，つくし野1丁目から2丁目まで，名目所，名目所1丁目から3丁目まで，新崎，新崎1丁目から3丁目まで，濁川，濁川1丁目，西名目所，東栄町，細山，松潟，松栄町，松浜1丁目から8丁目まで，松浜新町，松浜町，松浜東町1丁目から2丁目まで，松浜本町1丁目から4丁目まで及び松浜みなとの区域 | 100 |
| 2 北区のうち，前項に掲げる区域以外の区域 | 120 |
| 3 東区の全域 | 100 |
| 4 中央区の全域 | 100 |
| 5 江南区のうち，天野，天野1丁目から3丁目まで，粟山，姥ヶ山，江口，大淵，祖父興野，嘉木，嘉瀬，上和田，北山，久蔵興野，蔵岡，酒屋町，笹山，三百地，鐘木，清五郎，曾川，楚川，曾野木1丁目から2丁目まで，太右エ門新田，俵柳，直り山，長潟，中野山，鍋潟新田，西野，西山，花ノ牧，平賀，細山，舞潟，松山，丸潟新田，丸山，丸山ノ内善之丞組，茗荷谷，山ニツ，両川1丁目から2丁目まで，和田及び割野の区域 | 100 |
| 6 江南区のうち，前項に掲げる区域以外の区域 | 120 |
| 7 秋葉区のうち，天ヶ沢，鎌倉，小須戸，小向，新保，水田，舟戸1丁目から2丁目まで，松ヶ丘1丁目，矢代田，横川浜及び竜玄の区域 | 120 |
| 8 秋葉区のうち，前項に掲げる区域以外の区域 | 130 |
| 9 南区のうち，天野，大別當，上曲通，木滑，下曲通，月潟，釣寄，釣寄新，西萱場及び東長嶋の区域 | 100 |
| 10 南区のうち，味方，居宿，大倉，大倉新田，山王，山王新田，七穂，西白根，福島，吉江及び吉田新田の区域 | 110 |
| 11 南区のうち，第9項及び前項に掲げる区域以外の区域 | 120 |

| 区域名 | 垂直積雪量 (単位 c m) |
|---|-------------------|
| 1 2 西区の全域 | 1 0 0 |
| 1 3 西蒲区のうち、次項に掲げる区域以外の区域 | 1 0 0 |
| 1 4 西蒲区のうち、味方、油島、新谷、石瀬、岩室温泉、植野新田、打越、姥島、潟浦新、潟上、金池、上小吉、北野、久保田、高野宮、河間、小吉、栄、猿ヶ瀬、白鳥、高橋、高畑、津雲田、道上、富岡、中之口、長場、夏井、西中、西長島、西船越、羽黒、橋本、原、針ヶ曾根、東小吉、東中、東船越、樋曾、福島、真木、牧ヶ島、間瀬、三ツ門、南谷内、門田、横曾根、六分、和納及び和納1丁目から3丁目までの区域 | 1 1 0 |
| 備考 建築物等の敷地が垂直積雪量を異にする2以上の区域にわたる場合においては、その敷地における面積が最大となる区域内に当該建築物等があるものとして、この表の規定を適用する。 | |

【参考】

新潟市建築基準法施行細則

第10条 政令第86条第2項ただし書の規定により本市を多雪区域として指定する。

2 本市における積雪の単位重量は、積雪量1センチメートルごとに1平方メートルにつき30ニュートン以上とする。

3 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、別表第2に掲げるとおりとする。